

駐車監視員活動ガイドライン

駐車監視員とは

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています。

(反則告知をしたり、金銭を徴収することはありません。)

本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

本ガイドラインは、駐車監視員の活動ガイドラインであり、警察官、交通巡視員は、重点地域、路線、時間帯にかかわらず、指導取締りを実施します。

活動方針

駐車監視員は、重点地域、重点路線、重点時間帯を重点に巡回活動し、放置車両の確認と確認標章の取付けを実施します。

重点地域

重点地域		重点時間帯	令和5年 標章取付件数
平地区	平北白土、平南白土、平(小字地区)	5～22時	540件
南部地区	平中山、平上荒川、平下荒川、明治団地、平成、	5～22時	2件
西部地区	内郷高坂町、内郷綴町、内郷御厩町、内郷御台境町	5～22時	14件
平競輪場 付近	平谷川瀬、内郷小島町、小島町	競輪開催時間	18件

重点路線

重点路線(区間)	重点時間帯
国道399号(北目町交差点～平鎌田交差点間)	5～22時
主要地方道いわき上三坂小野線(旧国道6号)(一の坪交差点～十五町目交差点間)	
主要地方道小名浜・平線(正内町交差点～いわきニュータウン北入口交差点間)	
県道甲塚・古墳線(新川町南交差点～古川橋間)	
※ 重点路線以外でも、重点地域内の道路については確認事務を実施します。	

福島県いわき中央警察署